

平成28年度子ども・子育て支援事業計画進捗状況報告書意見票及び回答

	ページ	P2 東村山市子ども・子育て支援事業計画	子ども総務課
1	意見・質問	「東村山市子ども・子育て支援事業計画」は、「東村山市総合計画」を上位計画としているので、28年3月に【東村山市 第4次総合計画 後期基本計画 2016→2020】が出され、その中の分野別計画 基本目標1における達成すべき具体的な目標として保育所・児童クラブの待機児童の解消で目標値としてH32年度には「0」と掲げたことに触れるべきではないか？	
回 答			
委員ご指摘のとおり待機児解消は重要な施策の一つではございますが、本書は、計画の進捗状況を報告するものであり、このため、次の計画策定時などで対応していくかを検討します。			

	ページ	P5、6、11、15、17、21、22… P15、P17 子育て支援課（現子ども家庭支援センター）、 その他 子ども育成課	
2	意見・質問	今後の取組みの方向性が27年度の報告書とほぼ同じが、気になります。27年度の今後の取組みの方向性で実施されたことがあれば、28年度の成果に記載して頂けたら…と思います。	
回 答			
<p>P 5. P 6. P 1 1. P 2 1. P 2 2</p> <p>現時点で「今後の取組みの方向性」欄の内容につきましては、確定的に記載したものではありません。各ページに記載されている事業によっても記載の要否は異なりますが、基本的には「平成28年度の成果」欄において、特に1号～3号認定につきましては客観的な事実をもとに数値上の成果を記載することが本計画においては妥当であるものと考えております。</p> <p>また、ご指摘の件につきましては、これまでに実施してきた取り組みの成果を含め、これを踏まえた今後の方向性について、「今後の取組みの方向性」欄に必要な記載を行ってまいりたいと考えております。</p>			
<p>※平成28年度の成果に改めて記載する事項はありませんが、補足として回答いたします。</p> <p>P 1 5：子育て短期支援事業（ショートステイ事業） 本事業については、関係する3市（東村山市・小平市・国分寺市）と委託事業者が、四半期ごとに協議を行い運営課題等について改善を図っています。</p> <p>P 1 7：養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業 養育支援訪問事業については、担当ケースワーカーと当該家庭との関係づくりが不可欠であることから、日々のケースワーク業務を通じて支援を図っており、要保護児童対策地域協議会に関しても、調整機関である子ども家庭支援センターと各関係機関との信頼関係が重要であることから、日頃からの連携体制の強化に努めています。</p>			

3	ページ	P10 利用者支援事業（ゆりかごひがしむらやま） 子育て支援課
	意見・質問	(1)利用者支援事業(ゆりかごひがしむらやま)が今年度から表示されておりますが、(1)の位置づけ。 さらに計画の実績・達成状況・評価の表示はどうなっているのでしょうか。
回答 ※進捗状況報告書修正します		
<p>(1) 利用者支援事業（子育てパートナー「ころころたまご」）には①を付し、利用者支援事業（ゆりかごひがしむらやま）は、②を付します。 母子保健型の利用者支援事業である「ゆりかご・ひがしむらやま」は、本計画策定後に国より示された考え方で、平成27年度後半に、本委員会で承認をいただき開始しました。当初の計画になかったことから、他の事業のような評価方式をとっておりません。</p>		

4	ページ	P13 放課後児童健全育成事業（児童クラブ） 児童課
	意見・質問	児童クラブによっては、27年度は正職が2名いらしたところが、28年度は正職が1名と他は臨職といった施設があったようですが…いかがだったのでしょうか？弾力的な入会対応でお預かりするお子さまが増えているのであれば、職員体制はどのようになっているのか？勤務体制が厳しくなっているのではないのか？質が確保されているのか？心配です。
回答		
<p>当市の児童クラブについては、施設ごとに正規職員1名、嘱託職員2名、臨時職員複数名が配置されています。また、第1、第2と2つの児童クラブが1つの建物になっている施設については、第1に正規職員1名、嘱託職員2名、第2は嘱託職員3名が配置されているところもあります。弾力的な運営を行っておりますが、保育にあたっては、1支援あたり（おおよそ40名の児童）職員3名で対応しており、国の基準を超えた職員配置をしていることから、質の確保はされているものと考えております。 また、児童クラブに勤務する正規職員については退職者不補充の方針が掲げられており、正規職員が退職した際には、嘱託職員2名を補充して対応しています。</p>		

5	ページ	P13 放課後児童健全育成事業（児童クラブ） 児童課
	意見・質問	児童クラブに関して、待機児童は60人と書かれていますが、その前段でしっかり書かれている障害児の区分けがありません。障害をもって入所を希望されている方は全入なのか、定員受け入れ枠が限定されているため待機が多いのか、(うち障害児〇〇人)の記述が必要と思われます。
回答 ※進捗状況報告書修正します		
<p>平成28年度の待機児童60人のうち、障害児は5名（4～6年生）でした。よって、障害児の人数を追記させていただきます。</p>		

	ページ	P 21 一時預かり事業（その他）	子ども育成課、子ども総務課
6	意見・質問	<p><u>今後の取組みの方向性</u> 2, 3行目の”手厚い保育に対する保育士確保”は、「一時保育における」という意味でしょうか？すなわち、一時保育においては障害のある子は断る場合があるという背景があるのでしょうか。</p>	
回 答			
<p>市内の保育所における一時保育におきましては、健康な児童であることを対象児童の要件の一つとしており、集団生活が可能な児童のお預かりを原則としているところでございます。</p> <p>手厚い保育が必要な障害児等への対応につきましても利用登録前に行っている面接等において、障害の状況などを確認のうえ、各施設において対応可能な範囲において職員の加配等により対応を図っているところでありますが、ご指摘の通り職員の加配が困難な場合など、場合によっては受け入れをお断りせざるを得ない場合がございます。そうした時には関係機関・施設につなぐなど必要な対応を図っているところでございます。</p> <p>「たんたんのおうち」では、保育士もおりますが、保育士ではないスタッフもおられます。子ども一人当たりの人員配置を手厚くするとともに、運営団体の臨床発達心理士と現場で密に連携をとっております。障害児を受け入れる場合、1人につき1人のスタッフを配置するなど、可能な限り対応しておりますが、障害児の受入人数によっては、お断りすることもございます。</p> <p>「ファミリー・サポート・センター」については、提供会員については、講習の実施によりスキルアップを図っていますが、提供会員すべてが対応できるような状況にはなっておりません。</p>			

	ページ	P 23 子育て援助活動支援事業	子ども総務課
7	意見・質問	<p>27年度の報告書の今後の取組みの方向性に、「提供会員の高齢化が進んでいる事から、様々な年代の方々が登録し活動していただけるよう対策を進めていきます。」とありましたが、28年度に成果としてあったのでしょうか？</p>	
回 答			
<p>27年度と28年度とを比較して、提供会員入会者数は13人から21人と増加しました。</p>			

	ページ	P 23 子育て援助活動支援事業	子ども総務課
8	意見・質問	<p>秋津地域では、提供会員がいないので断られたという話を度々うかがいます。地域的偏在という問題はどのようになっているのでしょうか。→記述しておく必要はないでしょうか。</p>	
回 答			
<p>秋津地域だけではなく、全体的に提供会員の数が少なく、継続課題としてとらえております。提供会員の獲得のため、毎年様々な取り組みをしており、少数ではありますが確実に獲得に繋がっております。今後も地道な取り組みを続け、市民のニーズに応えられる様、努めてまいります。</p>			

	ページ	P26 認定こども園、幼稚園、保育所と小学校との連携の推進 子ども・教育支援課
9	意見・質問	小学校における具体的な支援の実施につなげるために、保育所からは「保育所児童保育要録」幼稚園からは「幼児指導要録」認定子ども園からは「こども要録」が全卒園児分、送付されている。就学支援シートだけが引き継ぎのツールとして特記されるのはいかがなものか？
回答		
<p>就学にあたり、就学前機関から小学校への引継ぎは、様々な取組みがありますが、保護者と就学前機関により共に作成いただく取組みとして就学支援シートについて明記致しました。委員よりご指摘いただいた全卒園児分の保育・指導要録等における引継ぎにつきましても、「東村山市保・幼・小連絡会」により、相互理解をすすめ、就学前機関と小学校の連携を更に進めてまいりたいと考えております。</p>		

	ページ	P31 特別な支援が必要な子どもの受入れ 子ども育成課
10	意見・質問	第二・第六保育園の民間移管について、28年度にその取組が開始されたことに伴い、その経過と今後の見込み(定数増等)等について表示することが望ましいと考えます。 報告書に関連するところがなければ、市長のあいさつの中でも良いと考えます。なお、このことにより、31ページの表記との整合性が高まります。
回答		
<p>公立保育所（第二・第六保育園）の民間移管につきましては、「子ども・子育て支援事業計画」とは別に、「東村山市保育施策の推進に関する基本方針」に基づき推進している事業でございます。ご案内のP31には「特別な配慮が必要な児童への対応」に関連して、現在検討を進めている事例の一つとして民間移管事業における事例を記載させていただきましたが、これは「特別な支援が必要な子どもの受入れ」を主たる目的として実施する事業ではないことに鑑みれば、本報告書においては現状の表現が妥当であると考えております。</p> <p>また、「特別な配慮が必要な児童への対応」については、民間移管事業の推進に関わらず幅広く検討を行っていく必要があるものと認識致しており、現在、公立保育園の園長及び統括主任を中心に、「公立保育所が担うべき役割」の実現に向けた検討会を開催し、具体的な検討を開始したところです。</p>		

11	ページ 意見・質問	<p>P34 放課後子ども総合プランに基づく取組 児童課・社会教育課</p> <p>「放課後子ども総合プランについて」27年度に作成されたことに伴い、27年度の報告書で示されている7項目の取組み状況(総合的もしくは項目別)が示されていないこと。</p> <p>さらに、今後の取組み方の方向性についても同様であることに疑問を感じております。</p>
<p>回 答 ※進捗状況報告書修正します</p>		
<p>放課後子ども教室の整備について、各学校の空き教室の状況を確認しましたが、特別支援教室の全校配置などもあり現状としては、空き教室の確保が難しい状況です。このような中、放課後子ども教室を実施している4校(一体型：秋津小学校・青葉小学校・富士見小学校、連携型：大岱小学校)について、学校区内で事業実施に該当する本町児童館・秋津児童館・第1, 2青葉児童クラブ・富士見児童クラブに放課後子ども教室の関係者が施設見学、意見交換等を行い双方の事業の理解を深め事業実施に向けた取組みを行いました。</p> <p>また、放課後児童クラブの開所時間の延長については、平成30年度より第2野火止児童クラブを民営化するにあたり、必要な事項を検討するために行った「第2野火止児童クラブ民営化検討会」において、事業者を募集する際には、開所時間延長などの自主事業の実施を求めることとして考え方をまとめました。</p> <p>(今後の取組み)</p> <p>「東村山市放課後子ども総合プラン」(次世代育成支援行動計画)について、平成29年度は、放課後子ども教室4校で、児童クラブと交流プログラムを施し一体型・連携型の充実を図ってまいります。</p> <p>総合的な各項目につきましては、引き続き社会教育課、児童課、関係者とも協議を行い事業の推進に努めてまいります。</p> <p>放課後児童クラブの開所時間延長については、職員体制や今後の民営化の状況も考慮し、検討を行っていく予定です。</p>		

